

尾鷲市物品・物件の買入れ等指名停止措置要領

(目的)

第1条 この要領は、尾鷲市が発注する物品・物件の買入れ等の施行を確保するため、指名停止、その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 物品・物件の買入れ等・・・物品・物件の買入れ及び製造、役務の提供その他の契約(建設工事、測量及び建設コンサルタント等に係るものを除く。)をいう。
- 2 有資格業者・・・尾鷲市会計規則(昭和41年5月28日規則第4号)第71条第2項の規定による入札参加資格者名簿に登録された者をいう。
- 3 役員・・・法人の役員、支配人、支店長及び営業所長並びに個人の事業主及び支配人
- 4 指名停止・・・有資格者が、別表に定める措置要件に該当するため、物品・物件の買入れ等の相手方とすることが不当として一定期間指名の対象外とする措置をいう。

(指名停止の措置の決定機関)

第3条 尾鷲市が発注する物品・物件の買入れ等に係る指名停止の措置(指名停止の期間変更及び解除を含む。)の決定は、尾鷲市備品購入審査会(以下「審査会」という)に諮り市長が決定する。

(指名停止等)

第4条 市長は有資格業者又は、その使用者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表の各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第5条 有資格業者が、1の事案により別表の各号に定める措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、指名停止の期間を当該短期の期間の2分の1まで短縮することができる。
 - 3 市長は、有資格業者の行為がきわめて悪質なものと認められたときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
 - 4 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の期間変更)

第6条 指名停止の期間中の有資格業者について、当該指名停止に係る事案の内容、経過等により、特に必要と認められるときは、別表の各号及び前条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができるものとする。

(指名停止の通知、報告)

第 7 条 市長は、指名停止の措置(指名停止の期間、変更及び指名停止の解除を含む。)を決定したときは、別紙様式により有資格業者に通知するとともに庁内各部署に通知するものとする。又、県知事にも通知することができるものとする。

(指名の取消)

第 8 条 指名停止された有資格業者について、現に競争入札の指名を行っている場合は、当該指名を取り消しするものとする。

2 前項の規定は、現に指名している有資格業者から辞退の届出があった場合には適用しないものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第 9 条 指名停止の期間中の有資格業者については、特別の事情がある場合を除き、随意契約の相手方としてはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第 10 条 市長は、指名停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意処分を行うことができる。

(雑則)

第 11 条 指名停止の効力は決定された日以前にさかのぼって生じることはない。

付 則

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

「別表」 指名停止措置基準

措 置 要 件	措 置 期 間
<p>第1 尾鷲市内で生じた事故等による措置基準</p> <p>(虚偽記載)</p> <p>1 物品・物件買入れ等に係る競争入札における入札前に行う申請書、届出書等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(過失による粗雑な製造)</p> <p>2 物品・物件買入等の施行に当たり、故意若しくは過失により物品・物件の製造を粗雑にし、又は物品・物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>(契約違反)</p> <p>3 前号に掲げる場合のほか、物品・物件の買入れ等の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた事故等)</p> <p>4 物品・物件の買入れ等の履行に当たり、次のイ又はロに掲げる事故が生じた場合において、安全管理の措置が不適切であったと認められるとき。</p> <p>イ 受注業者の関係者以外の者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えた場合。</p> <p>ロ 受注業者の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上6ヶ月以内</p> <p>当該認定した日から 1ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>2週間以上6ヶ月以内</p>

措 置 要 件	措 置 期 間
<p>第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準</p> <p>(贈賄)</p> <p>1 有資格業者の役員又は使用人が、市発注の物品・物件の買入れ等に係る入札及び契約の履行に関し、若しくはそれ以外の事由で市職員に対して行った贈賄容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>ロ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時市発注の物品・物件の買入れ等を締結する事務所をいう。)を代表する者でイに掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)</p> <p>2 有資格業者の役員等又は使用人が、他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 市内外において、その業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上3ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2ヶ月以上12ヶ月以内</p>

措 置 要 件	措 置 期 間
<p>(談合)</p> <p>4 有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が物品・物件の買入れ等の契約において談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>5 第1の各号及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品・物件の買入れ等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>6 第1号の各号及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)規定による罰金刑を宣告され、物件の買入れ等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>7 有資格業者の役員等又は営業に事実上参加している者が、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。</p> <p>8 有資格業者の役員等が、業務に関し不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p> <p>9 有資格業者の役員等が、いかなる名目をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 当該事実が解消されるまで</p> <p>当該認定をした日から 6ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 3ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>第3.その他指名停止に相当する措置 (その他)</p> <p>1.三重県が指名停止をした有資格業者</p> <p>2.前各号に掲げる場合のほか市長が指名停止を行うことが適当であると認められる行為をした業者</p>	<p>三重県の停止期間</p> <p>当該事実を知った日から 1ヶ月以上12ヶ月以内</p>

